

令和2年4月7日

生徒・保護者の皆様

誉高等学校長 尾関 俊長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業措置について

平素は、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月6日付けで愛知県教育委員会事務局長から、各県立学校及び県内各市町村教育委員会に対し、令和2年4月19日(日)までを臨時休業とするよう通知・依頼がありました。これを受けて愛知県県民文化局学事振興課から、各私立学校設置者に対して、適切に対応する旨の依頼がありました。

つきましては、本校として以下のとおり措置することといたします。生徒・保護者の皆様には、感染拡大を防止し、早期終息を図るためのやむを得ない措置であることを御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

記

1、臨時休業期間

令和2年4月9日(木)～令和2年4月19日(日)

2、臨時休業期間中の留意事項

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業であるので、休業期間中、生徒については人の集まる場所への外出(不要不急の外出)は認めない。自宅で過ごすようにすること。自宅においても、手洗い・うがいの励行及び咳エチケット等感染症対策を必ず行うこと。
- ② 部活動については原則禁止とするが、別途顧問の指示に従うこと。
- ③ 令和2年4月20日(月)から授業を開始するので、身だしなみを整え、必要な教材を持参し、通常通り登校のこと。(必ず起床時検温を行うこと)
- ④ 各クラス担任等から臨時休業期間中の課題が与えられるので必ず行い、4月20日(月)に提出すること。
- ⑤ 新型コロナウイルスに感染の疑いのある場合は、各市町村の相談窓口相談するとともに、感染又は感染の疑いがあると医療機関で診断を受けた場合は、必ず学校へ連絡すること。
- ⑥ 今後の状況変化によっては変更になる可能性があるため、常に本校ホームページ及びクラッシーを確認のこと。

以上